

# 令和7年度「こども食堂」はぐくみ活動支援事業補助金 募集要領

## 1 趣旨・目的

- 「こども食堂」が実施する、こどもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供することの「はぐくみ活動」を支援するため、「こども食堂」を運営する団体に対し、補助対象事業を行うために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 2 応募団体の資格

- 奈良県内で「こども食堂」を運営し、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とします。
  - (1) 本事業の実施における団体名及び代表者が定められていること。
  - (2) 定款、規約、会則など団体の組織・運営に関する規則又はこれに準ずるものを作成し、予算経理を明らかにしていること。
  - (3) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
  - (4) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。

## 3 補助対象となる事業

- 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とします。
  - (1) 地域のこどもや保護者が広く参加できる「こども食堂」を定期的に実施すること。
  - (2) 「こども食堂」が、補助対象期間中において、次のいずれかの取組を行うこと。

ア こども・保護者への食事提供や、こどもが調理を楽しむ機会の提供

イ 季節毎の行事の開催

  - (3) 補助対象期間において前号に規定する取組を行う際には、全ての参加者の利用料を無料にすること。
  - (4) 集合型で「こども食堂」を開催する際は、食事の提供だけでなく、参加者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること。
  - (5) デリバリーやテイクアウトにより「こども食堂」を開催する場合は、食事の提供だけではなく、必要に応じて参加者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと。
  - (6) 実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、こどもや保護者が広く参加できるよう広報活動を行うこと。
  - (7) 団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも1名配置するなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること。
  - (8) 周囲の環境等に配慮すること。また、傷害保険に加入するなど食中毒等の安全の確保を十分に図ること。

## 4 補助の対象期間

第1次募集 交付申請年度の4月当初以降の交付決定日から1月末日まで（※）

第2次募集 交付申請年度の2月当初以降の交付決定日から3月末日まで

○上記期間中に実施し、かつ、完了する事業であること。

○第1次募集と第2次募集両方申請可能です。ただし、双方の間の経費の融通はできません。

（※）第1次募集の4月～5月分を申請する場合は、事前着手届（こども家庭課HPに掲載しています。）をご提出済の場合のみ申請いただけます。令和7年4月当初まで遡って補助対象期間とすることが可能です。

※先着順につき、募集期間内であっても、申請額が予算額に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。

※申請額が予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合や第2次募集を行わない場合があります。

## 5 選定団体数及び補助金額等

○ 選定団体数 24団体程度

○ 補助金額

「こども食堂」が、補助対象期間中に補助対象事業を行うために要する経費とし、1団体につき、補助対象期間(月単位、第1次募集上限10か月、第2次募集上限2か月)に月額上限6万円を乗じて得た額を限度とします。(全ての期間を申請いただいた場合、最大72万円)

ただし、こども家庭課の他の補助金の補助対象として申請している経費及び寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額との重複申請はしないでください。

※算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

○ 補助対象経費

ア こども・保護者への食事提供や、こどもが調理を楽しむ機会の提供に必要な経費

イ 季節毎の行事の開催に必要な経費

### 【経費内訳】

- ・食材費（弁当購入費、食材、調味料等）※上記アのみ対象
- ・使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・消耗品費（チラシ印刷代、台所用品、食器類、調理器具等）
- ・報償費及び旅費（ボランティアへの謝金及び交通費（謝金は1人1回活動分当たり上限1万円、交通費は1人1回活動分当たり上限3万円まで））
- ・保険料（傷害保険等）

※アは、食事の提供や調理の機会の提供を伴う活動が対象となります。

イは、食事の提供等を伴わない行事の開催等の活動が対象となります。そのため対象経費に食材費は含まれていません。

※ 補助対象経費は、食事に関係するものに限らず、学習、遊びに使う道具（例：筆記用具、本、トランプ、オセロ等）やこども食堂の運営にかかる経費（事務用品、掃除道具）の購入経費も対象となります。ただし、こども食堂の活動でのみ使用するものに限ります。

## 6 応募方法

- 申請書類に必要事項を記入のうえ、奈良県こども家庭課まで、メールでご提出のうえ、必ず到着確認の電話をお願いします。
- メールでの提出が難しい書類は、郵送・持参で受け付けます。ただし、必着ですので、郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。
- 申請について、相談がある場合は早めにご連絡ください。
- 先着順ですので、時間に余裕をもってご提出ください。

### (1) 申請期限

第1次募集〆切：令和7年5月23日（金）必着

第2次募集〆切：令和8年1月16日（金）予定 必着

※各期間の申請期限を過ぎた場合は受付できません。

※持参の場合は、平日9～17時(土日祝 年末年始及び12～13時を除く)の受付です。

※先着順につき、募集期間内であっても、申請額が予算額に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。

※申請額が予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合や第2次募集を行わない場合があります。

※締め切り間際に提出された場合に、書類に不備が多数見受けられると、修正が間に合わず、お断りする場合や補助上限額が下がる場合があります。

### (2) 申請書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、提出してください。申請書類はお返ししませんので、必ずコピーを保管してください。

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）
- ④誓約書（第4号様式）
- ⑤団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの
- ⑥補助金交付決定前事前着手届（第5号様式） ※4月分～5月分を申請する場合のみ

※申請に必要な様式はこども家庭課のホームページに掲載しています。

※ホームページからダウンロードし、ファイル形式は変えずに必ずメールで提出してください。ファイル名は修正不要です。ファイル名を変更する際に、ファイル形式 (.docx や.xls) を削除され、書類が受け取れない場合があります。

※4月分～5月分を申請する場合は、事前着手届をご提出が必要です。

## 7 受付・審査方法

### ○ 受付方法

記入内容に記入漏れがなく、必要書類が全て揃っていることが確認できた団体から、先着順に申請を受付します。

### ○ 審査方法

次の条件を満たしているか、書面審査により、補助団体を決定します。なお、必要に応じて聞き取り調査を行う場合があります。

- ・申請団体が「応募団体の資格」を全て満たしていること
- ・申請内容が「補助対象となる事業」の要件のすべてを満たしていること。
- ・申請内容が「補助対象経費」の範囲内であること
- ・申請内容について、実現性があること
- ・他の補助金や寄付金の対象経費を本事業の補助対象経費として計上していないこと

### ○ 交付決定通知

補助金の交付決定の可否については、申請団体すべてに通知します。申請状況に応じ、予算額に達した場合は、交付決定額を調整する場合があります。

## 8 手続きの流れ

(1) 募集	6 (1) のとおり募集します。 ※募集期間内であっても予算額に達した場合は、早期に受付を終了します。
(2) 審査	7のとおり、審査により、補助団体を選定します。 ※必要に応じて、聞き取り調査を実施します。 ※原則先着順ですが、必要書類が不備なく全て揃っている団体から受け付けます。 ※予算額に達した場合、交付決定額を調整する場合があります。
(3) 交付決定	申請受理日より、概ね3週間以内に交付決定の可否を通知します。
(4) 事業実施	交付決定通知に記載の補助対象期間、事業計画書に沿って開催ください。 ※事業計画書の変更があった場合は、変更申請書を提出してください。 ※概算払請求書を提出した場合、交付決定額の5割を上限に概算払可能。
(5) 実績報告	「事業の完了の日から起算して30日を経過した日」又は、「補助対象期間の末日」のいずれか早い日までに実績を提出してください
(6) 支払	実績報告の確認審査後、補助金額を支払います (概算払をした場合は、残額を支払います)

## 9 交付決定団体の義務

交付決定団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。要綱のとおり、帳簿は5年間保管し、現地調査等に応じなければならない。

### 【問い合わせ・応募先】

奈良県 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
TEL 0742-27-8678 / FAX 0742-27-8107  
メール kodomo@office.pref.nara.lg.jp